

2015年12月8日

一般財団法人あすのば・日本大学共同研究
都道府県別子どもの貧困対策計画「見える化」プロジェクト中間報告書
子どもの貧困対策計画の策定状況に関する調査結果

一般財団法人あすのば事務局長 村尾 政樹
日本大学文理学部教育学科准教授 末富 芳
末富教育学演習ゼミ・あすのば学生有志 一同

▼はじめに ー共同研究プロジェクト発足の経緯と目的ー

『一般財団法人あすのば・日本大学共同研究 都道府県別子どもの貧困対策計画「見える化」プロジェクト』（以下、共同研究プロジェクト。期間は2015年10月～2016年3月を予定）は、子どもの貧困対策センターの本格始動に向けて準備を進める一般財団法人あすのばの事務局長・村尾と、日本大学文理学部教育学科准教授・内閣府子どもの貧困対策に関する有識者会議構成員の末富を中心として2015年10月に発足された。

この共同研究プロジェクトは、子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下、子どもの貧困対策法）において「都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。」（第九条）および「都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。」（第九条第2項）に基づき、計画の策定が努力義務とされている都道府県の策定状況および計画の内容を調査・分析し、地方自治体における子どもの貧困対策の実態把握と今後の対策推進につなげることを主たる目的としている。

本稿は、共同研究プロジェクトの中間報告として2015年11月に実施した都道府県別の対策計画策定状況の調査結果をとりまとめたものである。今後は首都大学東京・阿部彩教授とも連携し、策定された対策計画の内容について検証・分析を行う。なお、共同研究プロジェクトにおいて末富教育学演習ゼミとあすのば学生有志にも多大な協力をいただいております。この場を借りて心から御礼を申し上げます。

～子どもの貧困対策法成立から現在までの流れ～

2013年6月 子どもの貧困対策の推進に関する法律 成立

2014年1月 子どもの貧困対策の推進に関する法律 施行

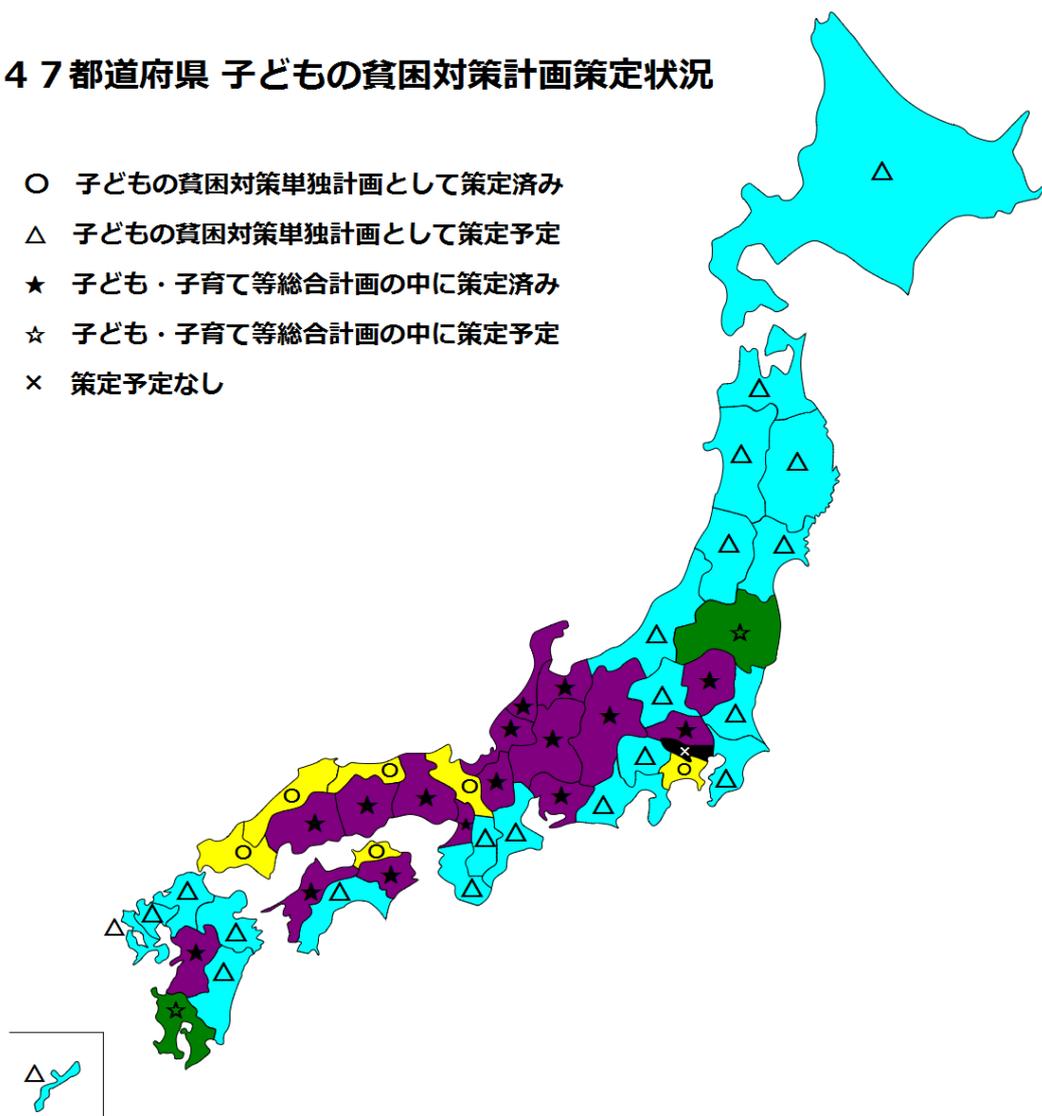
2014年8月 子供の貧困対策に関する大綱 閣議決定

2015年現在 都道府県・市区町村で計画が策定され始める

▼調査結果 — 4割の都道府県が子どもの貧困対策単独計画を未策定 —

47都道府県 子どもの貧困対策計画策定状況

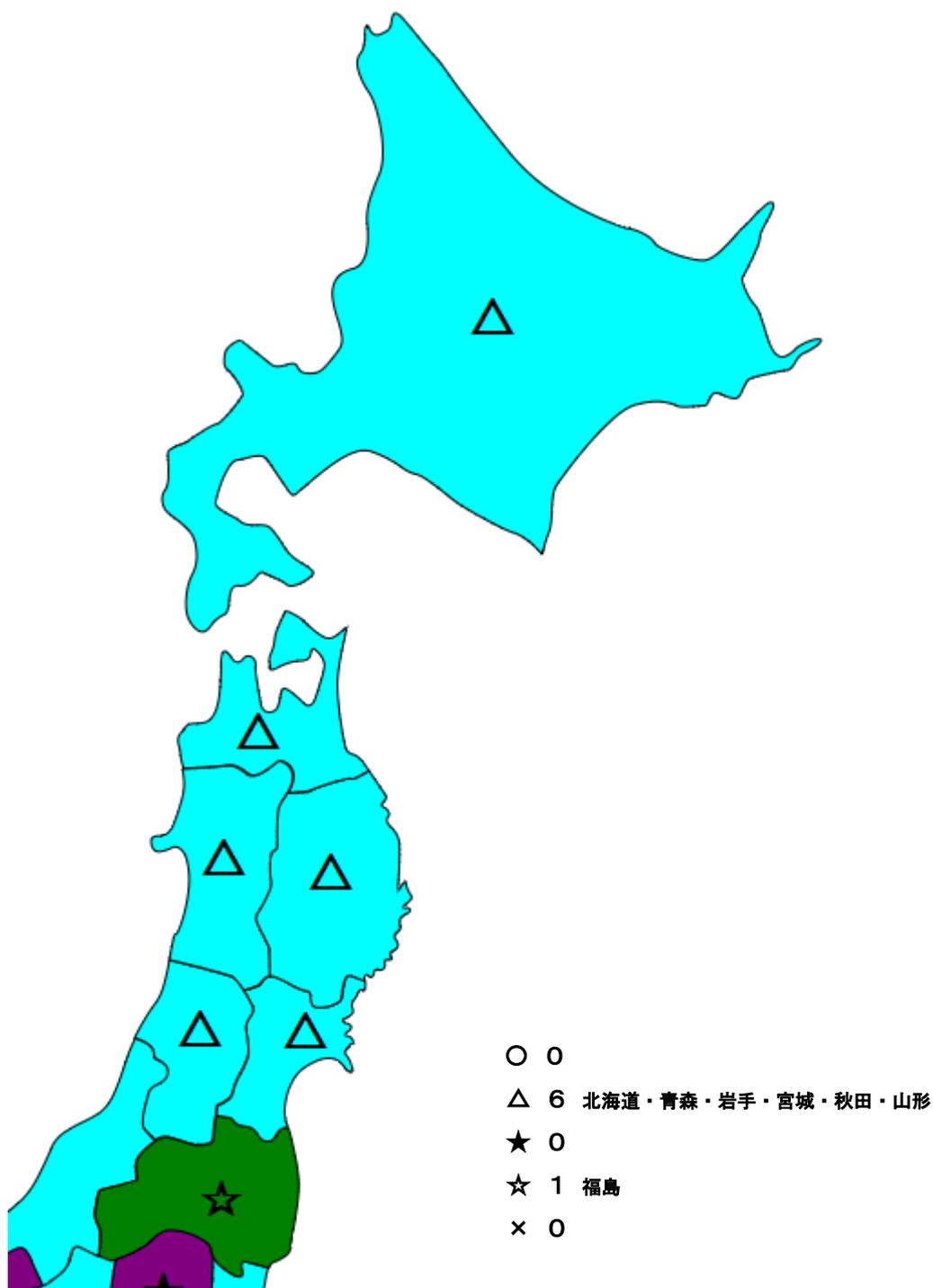
- 子どもの貧困対策単独計画として策定済み
- △ 子どもの貧困対策単独計画として策定予定
- ★ 子ども・子育て等総合計画の中に策定済み
- ☆ 子ども・子育て等総合計画の中に策定予定
- × 策定予定なし



調査の結果、子どもの貧困対策単独計画として策定済みの都道府県は47都道府県中6府県（神奈川県・京都府・鳥取県・島根県・山口県・香川県）で、子どもの貧困対策単独計画として策定予定の都道府県は47都道府県中22道県である。また、子ども・子育て等総合計画の中で子どもの貧困対策計画を策定済みの都道府県は47都道府県中16府県で、子ども・子育て等総合計画の中で子どもの貧困対策計画を策定予定の都道府県は47都道府県中2県（福島県・鹿児島県）である。なお、策定予定なしの都道府県は東京都のみとなっている。

従って、子どもの貧困対策単独計画として策定済み・策定予定の都道府県は28道府県（59.6%）、子ども・子育て等総合計画の中で策定済み・策定予定および策定予定なしの都道府県は19都道府県（40.4%）という結果となった。

▼調査結果 ー北海道・東北地方ー



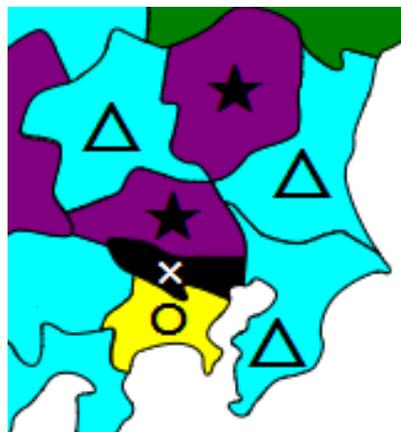
北海道・東北地方においては福島県を除く、1道5県（北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県）が子どもの貧困対策単独計画として策定予定である。福島県は「ふくしま新生夢プラン」の中に子どもの貧困対策計画を策定予定となっている。

▼調査結果 ー関東地方ー

関東地方においては、神奈川県が子どもの貧困対策単独計画として策定済みである。また、千葉県・茨城県・群馬県の3県が単独計画として策定予定。

栃木県は「とちぎ子ども・子育て支援プラン」、埼玉県は「埼玉県子育て応援行動計画」の中に子どもの貧困対策計画を策定済みとなっている。

東京都は47都道府県で唯一、策定予定がない結果となった。



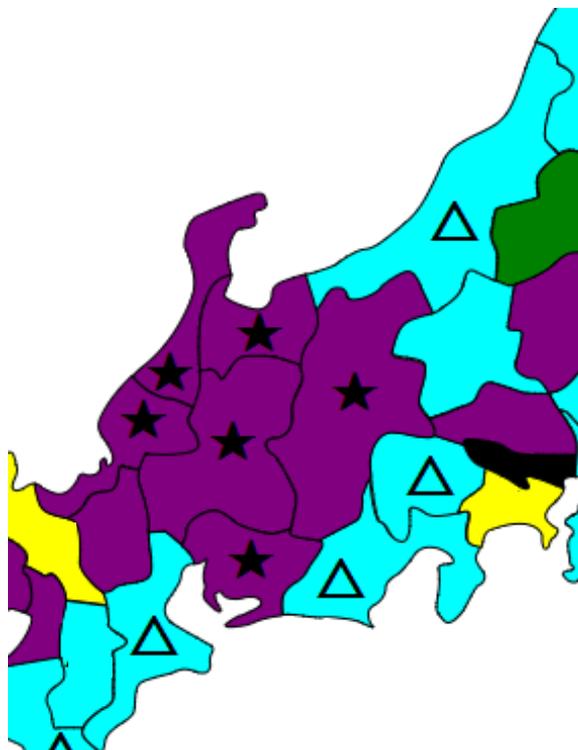
- 1 神奈川
- △ 3 千葉・茨城・群馬
- ★ 2 栃木・埼玉
- ☆ 0
- × 1 東京

▼調査結果 ー東海・北陸地方ー

東海・北陸地方においては、新潟県・山梨県・静岡県・三重県の4県が子どもの貧困対策単独計画として策定予定である。

富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・愛知県の6県は各県子ども・子育て等総合計画の中に子どもの貧困対策計画を策定済みである。

東海・北陸地方は、全国の地方において子ども・子育て等総合計画の中に子どもの貧困対策計画を策定済みとなっている一番多い地方だった。

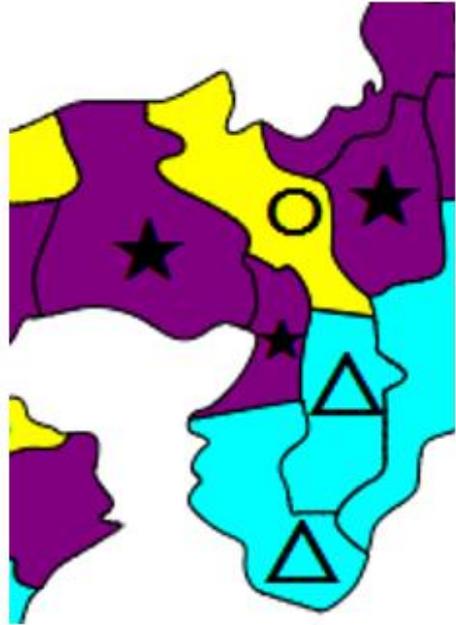


- 0
- △ 4 新潟・山梨・静岡・三重
- ★ 6 富山・石川・福井・長野・岐阜・愛知
- ☆ 0
- × 0

▼調査結果 ー関西地方ー

関西地方においては、京都府が子どもの貧困対策単独計画として策定済みである。また、奈良県・和歌山県の2県が単独計画として策定予定。

滋賀県・大阪府・兵庫県の1府2県が子ども・子育て等総合計画の中に子どもの貧困対策計画を策定済みとなっている。



- 1 京都
- △ 2 奈良・和歌山
- ★ 3 滋賀・大阪・兵庫
- ☆ 0
- × 0

▼調査結果 ー中国・四国地方ー

中国・四国地方においては、鳥取県・島根県・山口県・香川県の4県が子どもの貧困対策単独計画として策定済み。また、高知県は単独計画として策定予定である。

岡山県・広島県・徳島県・愛媛県の4県は子ども・子育て等総合計画の中に子どもの貧困対策計画を策定済み。

中国・四国地方は、全国の地方において子どもの貧困対策単独計画として策定済みの多い地方だった。



- 4 鳥取・島根・山口・香川
- △ 1 高知
- ★ 4 岡山・広島・徳島・愛媛
- ☆ 0
- × 0

▼調査結果 ー九州・沖縄地方ー

九州・沖縄地方においては、福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・宮崎県・沖縄県の6県が子どもの貧困対策単独計画として策定予定となっている。

熊本県は「くまもと子ども・子育てプラン」の中に子どもの貧困対策計画を策定済みで、鹿児島県は「新かごしま子ども未来プラン」の中に計画を策定予定である。

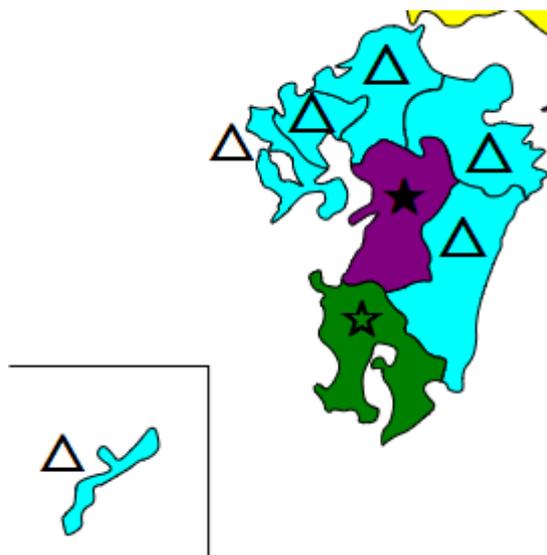
○ 0

△ 6 福岡・佐賀・長崎・大分・宮崎・沖縄

★ 1 熊本

☆ 1 鹿児島

× 0



▼さいごに ー生まれ育つ地域によって左右されない対策推進が急務ー

子どもの貧困対策法には「この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。」(第一条)とあるが、調査結果から4割の都道府県が子どもの貧困対策単独計画として未策定という対策の明暗を分ける危機的状況となりつつあることが分かった。

各計画の内容についても主に調査を担当した末富および学生は「平成26年度に子ども・子育て等総合計画の中に子どもの貧困対策計画を策定済み(16府県)の場合、早期策定は評価できるが、子どもの貧困対策の具体的な政策・事業に充実の余地があるのではと考えられるケースもあった」と話す。また、末富および学生からは「策定予定となっている22道県の中には策定のための実態調査や検討会議実施など丁寧に向き合っている道県もあるのではないか」という見解もあった。策定された内容に関する評価は首都大学東京・阿部彩教授や11月に設立された子ども・若者貧困研究センターなどとも連携し、引き続き共同研究プロジェクトを通して検証・分析を続けていきたい。

一方で、一刻も早くこの危機的状況を打開し子どもの生まれ育つ地域によって左右されない対策を進めるためには、全国知事会から緊急提言もあった「子どもの貧困対策強化交付金(仮称)」など今年度補正予算や次年度予算編成で十分な予算確保による国のリードが欠かせない。また、地方自治体においてもアクションプラン・推進方針の策定や、子どもの貧困の調査を通じた実態把握や対策の専門部署設置など前向きな姿勢に期待したい。民間においても充実した政策・事業に向けて国や地方自治体に対して積極的にはたらきかけることが必要だ。この共同研究プロジェクトを通して、更に社会全体で子どもの貧困への関心や対策推進につながることを願う。(一般財団法人あすのば事務局長・村尾政樹)